Ｎｏ．１

改修工事特記仕様書

Ⅰ　工事概要

１．工事名称　就業改善センター大規模改修工事

２．工事場所　福岡県三井郡大刀洗町山隈１７１１－３

３．工事概要　内部改修工事・外壁改修工事・屋上防水工事

・建築工事一式　　・内部解体工事一式

・電気設備工事工事一式　　・機械設備工事工事一式

４．その他　①改修工事のため内部仕様・仕上・寸法等は、再度現地調査の上協議して決定すること

②工事の仮囲い・搬入・出入口・工事期間等は、施設関係者と十分協議の上決定すること

Ⅱ　建築工事仕様

１．標準仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成３１年版）」（以下「改修標仕」）及び「建築改修工事監理指針（平成３１年版）」による。

ただし、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成３１年度版）」及び「建築工事監理指針（令和元年版）」による。

２．特記仕様

1）項目は番号に○印のついたものを適用する。

2）特記事項は　○印のついたものを適用する。

○ 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。

○ 印と ⊗印のついた場合は、共に適用する。

3）特記事項に記載の（　　）内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。

4）特記事項に記載の「　　」内表示番号は、公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。

5）形状寸法の単位は特記なきかぎり、ミリメートルとする。

章	項目	特記事項

① 一般共通事項

①．適用基準等

図面もしくは特記仕様書に記載なき場合は、以下の仕様書による。

（１）「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成 31 年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修｝（以下「標準仕様書」という。）による。

（２）「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成 31 年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修｝

（３）「公共木造建築工事標準仕様書　平成31年版」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

（４）「建築物解体工事共通仕様書　平成31年版」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

②．補足基準等

1.適用仕様等、図面、特記仕様書に記載なきものについては、以下の基準、指針、要領、標準図等による。

（1）「建築構造設計基準 平成30年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修

（2）「建築工事標準詳細図　平成 28 年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

（3）「鉄筋コンクリート構造配筋要領　平成11年版」 建設大臣官房営繕部監修

（4）「擁壁設計標準図　平成12年版」 建設省大臣官房官庁営繕部監修

（5）「建築工事監理指針　令和元 年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修

（6）「建築改修工事監理指針　令和元 年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修

（7）「建築工安全施工技術指針・同解説」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修

（8）「解体工事安全施工指針」 建設業労働災害防止協会

（9）「建設廃棄物処理指針」 厚生労働省生活衛生局

(10)「建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」 環境省大気保全局（環境庁アスベスト飛散防止対策研究会）

(11)「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（新版）」 建設業労働災害防止協会

(12)「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説(平成８年版)」建設大臣官庁営繕部監修

(13)「建築工事標準仕様書・同解説」 日本建築学会

(14)「建築工事の手引き」（公財）福岡県建設技術情報センター

③．適用範囲等

すべての設計図書は相互に補完するものとする。ただし設計図書に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の（１）～（４）の順番とする。

（１）質問回答書　（（２）から（５）に対するもの）

（２）現場説明書

（３）特記仕様書

（４）図面

④．現場に常備する図面等

上記の「1.適用仕様書」及び「2.補足基準」のうち、当該工事に係る図書等については現場事務所に常備し監督職員の確認を得ること。

⑤．工事実績等の登録

請負者は、工事請負額が５００万円以上の工事について、受注時は契約後１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から１０日以内に、完成時は完成後１０日以内に、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、「建設情報実績」を作成し、大刀洗町契約担当課の確認を受けた後に、(-財) 日本建設情報総合センターに提出しなければならない。　また、(-財) 日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを大刀洗町担当課に提出しなければならない。

問い合わせ先　〒812-0016　福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビルⅡ6F
(-財) 日本建設情報総合センター九州地方センター
TEL　092-411-3664　FAX　092-411-3486　(1.1.4)

⑥．施工体制台帳

請負者は下請け契約を行う全ての工事で施工体制台帳を作成し、工事現場に据え置くとともに、その写しを監督員に提出すること。

⑦．文化財その他埋蔵物

工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。　その後の措置については、監督員の指示に従う。　(1.1.12)

⑧．実施工程表

概成工期（平成　　年　　月　　日）　(1.2.1)

⑨ 工事の記録

工事日報は、工事記録を兼ねることができる。　(1.2.4)

下記要領により撮影し、写真帳に説明を記入のうえ提出する。（原版は撮影業者が保管する。）

区分	分類	規格	部数	原版の大きさ	備考
※着工前	※カラー ・モノクロ	※サービス版 ・（　　）	※１部 ・（ ）	24×36以上又はﾃﾞｼﾞﾀﾙ画像	監督員の承諾する撮影者（原版提出不要）
※施工中	※カラー ・モノクロ	※サービス版 ・（　　）	※１部 ・（ ）	24×36以上又はﾃﾞｼﾞﾀﾙ画像	監督員の承諾する撮影者（原版提出不要）
※完成時	※カラー ・モノクロ	※サービス版 ・（　　）	・１部 ※２部 ・（ ）	・ 100×125以上 ※ 24×36以上	外観・内部、監督員の指示による。 監督員の承諾する専門業者
注記	撮影業者は建築完成写真の撮影実績がある者で、監督員が承諾する撮影者(着工前、施工中)、監督員の承諾する専門業者(完成)とする。 電子データはRGB(フルカラー)、JPEG形式最高画素としCD-Rで提出する。 デジタル撮影時200万画素以上300dpi以上				

各工程ごとに作業時の状況がわかるように黒板(工事名、撮影箇所、年月日等記入)、スケール等をあて撮影する。　建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」改訂第２版による。

⑩．電気保安技術者

※適用する（工事用電力設備の保安責任者が兼ねる。　）　・適用しない　(1.3.3)

11．施工条件

（　　　　　　　　　　　　　　　）　(1.3.5)

⑫．施工中の安全確保

建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等に定めるところによるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱に従うとともに、建築工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。　(1.3.7)

⑬．建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の対象となる工事に該当（※現場説明書による。・する　・しない）

⑭．工事に伴う建設副産の処理について

建設副産物の処理について

資源の有効利用、環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するため、建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理を推進する。

現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごとに分別し指定された場所へ集積すること。

また、施工区分表に積み込み・運搬・処分までの指示がある工事については、現場内に分別保管場所を設置するとともに、再生資源の利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理指針その他関係諸法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。

「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成１２年５月３１日法律第１０４号)」規定されている事項について、建築工事における対応については、「建築工事における建設副産物管理マニュアル（平成１８年６月１２日付国営環第４号」による。

工事に際しては、工事着手時に建設副産物処理計画書、再生資源利用計画書等を、工事竣工時に建設副産物の処理結果報告書、再生資源利用実施書等を提出すること。

指定副産物　（原則として再資源化施設へ持込むもの）

・がれき類　（コンクリート塊)(アスファルト塊)　・木くず

・建設発生土　・汚泥

指定副産物の工事現場からの搬出、再生資材等の利用等については、「リサイクル原則化ルール（平成１８年６月１２日策定）」により実施する。

建設汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成１８年６月１２日事務次官通知）」に従い、建設汚泥の再生利用を推進する。

その他の副産物

・廃プラスチック ・ガラス、陶磁器くず ・廃石こうボード ・金属くず ・繊維くず

特別管理産業廃棄物

・廃石綿等

「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境庁大気保全局）」及び「石綿障害予防規則(平成17年7月1日施行)」に従い、収集、運搬、処分を行う。

・廃ＰＣＢ等

「電気事業法：電気関係報告規則」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、報告書の作成・届出を行うとともに、適正に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。

※参考受入場所は現場説明書による　(1.3.12)

⑮．施工中の環境保全等

建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法、土壌汚染対策法、資源有効利用促進法その他関係法令等に定めるところによるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の　保全に努める。　(1.3.11)

排出ガス対策型建設機械について

「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき、指定された建設機器を使用すること。（対象機種：ﾊﾞｯｸﾎｳ、ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ、ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ（車輪式）、空気圧縮機（可動式）、油圧ﾕﾆｯﾄ（油圧ﾊﾝﾏ･ｱｰｽｵｰｶﾞ油圧式鋼管圧入引抜機･油圧式杭圧入引抜機 ｱｰｽｵｰｶﾞ･ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機・ﾘﾊﾞｰｻｰｷｭﾚｰｼｮﾝﾄﾞﾘﾙ・ｱｰｽﾄﾞﾘﾙ・地下連続壁施工機・全回転型ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機の基礎工事用機械のうちﾍﾞｰｽﾏｼﾝとは別に独立したﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動の油圧ユニットを搭載しているもの）、ﾛｰﾄﾞﾛｰﾗｰ、ﾀｲﾔﾛｰﾗ、振動ﾛｰﾗ、ﾎｲｰﾙｸﾚｰﾝ、発電発動機（可動式（溶接兼用機を含む））但し、以上はﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ（ｴﾝｼﾞﾝ出力7.5Ｋｗ以上260Ｋｗ以下）を搭載したものに限る。）

・工事における振動被害防止要領の適用　振動計の設置については現場説明書による

⑯．再資源利用(促進)

※ 提出する(CD-R等にて)　・提出しない

⑰．建築材料等

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承諾を得る。

なお、「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通省大臣官房営繕部監修「建築材料・設備機器等性能評価事業建築材料等評価名簿（最新版）」による。

福岡県認定リサイクル製品の使用製品名及び使用部位については、現場説明書によること。

標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督員の承諾を受け、当該製品の指定工法によることができる。　(1.4.1)

環境への配慮について

国による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。

使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。

工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。

指定品目、判断基準は「Ｈ２７年度福岡県環境物品等調達方針」によること。

18．施工数量調査

調査項目	調査範囲	調査方法	報告書・数量書
			※２部
			※２部
			※２部
			※２部

※既存部分の破壊を行った場合の補修方法は図面図示による。　(1.5.2)　(1.5.3)

19．技能士

適用工事

工事種別	技能検定職種	備考
・鉄筋工事	鉄筋施工	
・コンクリート工事	型枠施工	
・木工事	建築大工	
・左官工事	左官	
・塗装工事	塗装	
・屋根及び樋工事	建築板金	
・内装工事	内装仕上げ施工	
・内装工事	表装	
・金属工事	内装仕上げ施工（鋼製下地）	
・植栽工事	造園	請負額　300万以上

20．施工の検査等

見本施工の実施箇所（　　　　　　　　）　工種（　　　　　）　(1.5.5)

21．ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定

室内空気中化学物質の濃度測定　・行う　・行わない

ホルムアルデヒド測定の検体数　・　４ カ所

VOC測定の検体数

測定対象室

※現場説明書による　・図示

測定位置、方法については、測定前に監督職員に確認する。

測定方法等は「揮発性有機化合物の室内測定容量」参照

※学校施設については、文部科学省「学校環境衛生基準」(平成２１年４月１日告示第60号)に基づきVOC等の測定を行う。　(1.5.9)

㉒．完成図等

種類及び提出形式は下記による　(1.7.2)

種類	提出形式	部数
完成図 ※設計図一式	※二つ折り白焼き製本（Ａ３） ※ＣＡＤデータ（ＪＷＷ又はＤＸＦ）	※２部 ・（　）部
総合図 ※一式	※二つ折り白焼き（適宜：Ａ１又はＡ３）	※２部 ・（　）部
施工図 ※構造躯体 ※平面図 ※建具 ※屋根及び樋 ・（　　）	※二つ折り白焼き（適宜：Ａ１又はＡ３）	※２部 ・（　）部
工作図 ※家具図 ・（　　）	※二つ折り白焼き（適宜：Ａ１又はＡ３）	※２部 ・（　）部

（注）データの提出はCD-R、DVD-R又はUSBフラッシュメモリーに保存して提出すること。

23．保全に関する資料

「標仕」1.7.3(a)の他、下記について必要事項を記入のうえ監督員に提出する。

国土交通省HP「施設保全マニュアル作成要領」

建設大臣官房官庁営繕部監修の「管理者のための建築物保全の手引き」（（財）建築保全センター発行）

提出部数　※ ２ 部　・（　）部　(1.7.3)

保全に関する説明書：※建物概要及び内部仕上げ表　※施工者一覧表
※取り扱い説明書、メンテナンスについての注意事項

24．設計ＧＬ

※図示による　・現状地盤の平均高さとし、監督員の指示による

㉕．過積載の防止

ダンプトラック等による工事用資機材等の過積載を行わないこと。さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックは工事現場内に出入りさせないこと。

㉖．解体等工事の範囲

解体等工事にかかる範囲は以下のとおり。

⊙建築物　⊙地上部 ・地下部 ・杭 ・（危険物倉庫） ・（　　）

・付属構造物　・浄化槽 ・貯油槽 ・杭 ・（キュービクル基礎）

⊙電気設備　⊙建物内配管配線 ⊙電気設備機器 ・（　　）
・建物への引込線 ・敷地への引込線（廃止） ・（　　）

⊙給排水設備　⊙建物内配管配線 ⊙衛生設備機器 ・（　　）
・建物への引込管 ・敷地への引込管（玉下ろし） ・（　　）

⊙空調設備　⊙建物内配管 ⊙空調設備機器 ・（　　）
・建物内風道

⊙ガス設備　⊙建物内配管 ⊙ガス設備機器 ・（　　）
⊙建物への引込管 ・敷地への引込管（廃止） ・（　　）

・屋外付帯　・門、門塀 ・塀、フェンス ・舗装（　　）
・植栽（　　） ・（　　）

・有害廃棄物の処理・廃PCB ・特定フロンガス ・廃石綿等 ・（　　）

・什器、備品類等の撤去

・各種残留物等の撤去は下表による。　※を標準とする。

区分	建物管理者	工事請負者
アスベスト含有建材		※
オイルタンク内のオイル	※	
ピット（浄化槽、便槽）汚泥	※	
使用されていた酸、アルカリ、薬品等	※	
医療系特別管理産業廃棄物、放射性廃棄物	※	
フロン、ハロン使用機器		※
ＰＣＢ使用機器		※

27．敷地に関する調査

・敷地内障害物の調査　・敷地内配管、配線の調査　・地下水位の調査

㉘．原形復旧

工事中、取合部その他本工事範囲外の部分に汚損が生じた場合は原形に復する。

㉙．設備工事との取合い

※施工区分表による

・施工範囲は下記による

※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強

※図示した壁、天井の仕上げ材、下地材の切込み及び下地材の補強

※駆動装置が電動による建具類の２次配線及び操作スイッチ

※自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強

・（　　　　　　　　）

30．風速及び地表面粗度区分

風速　（・34m/秒　・　　）　（各章共通）

地表面粗度区分（・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ　）

㉛．接着剤

ホルムアルデヒド放散等級（※Ｆ☆☆☆☆　・Ｆ☆☆☆　・Ｆ☆☆　）　（各章共通）

㉜．総合図での調整

各工事の着工に先立ち、各施工図の基準となる総合図を作成し、監督員の承諾を受ける。

総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報などをすべて盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。

総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに協力する。

㉝．参考図（ﾒｰｶｰ仕様の図面）の取り扱い

参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製品等でも同等品以上であれば使用できる。

㉞．竣工後の調査

竣工後(※２　・１)年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、報告すること。

② 仮設工事

①．足場その他

手すり先行足場について

足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、手すり、中桟及び両面幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。

内部足場　※脚立、足場板等 ・（　　　　）　(2.2.1)

外部足場　※枠組足場　·緊結式足場　·単管足場 ・（　　　）
防護シートによる養生※行う　・ 行わない

材料、撤去材等の運搬　A種 ※B種　・ C種　・ D種　·E種　(表2.2.1)

②．養生

既存部分の養生 ※ビニールシート等 ・合板　・（　　　）　(2.3.1)

固定家具の養生　・行わない　・行う（図示）

既存家具の養生 ※ビニールシート等 ・（　　　　）

3．仮設間仕切

仮設間仕切等の種別　(2.3.2)　(表2.3.1)

種別	下地	仕上材　(厚さ　mm)	充てん材	塗装
・Ａ種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0　・12.0)	厚さ　mm	※　無し ・片面
・Ｂ種	・ 木下地	・石こうボード（※9.5・　）		
・Ｃ種	単管下地	防湿シート		
仮設扉	※木製扉 ・ 鋼製扉	※合板張り程度 ・（　　　）程度		※　無し ・片面

④．現場事務所

※設ける　・ 設けない　(2.4.1)

※構内に新設する。（　２０　㎡程度）

⊙水道、電気については施工者負担とする

⑤．工事用水

構内既存の施設　⊙ 利用できる（※有償　・ 無償）　※利用できない

⑥．工事用電力

構内既存の施設　⊙ 利用できる（※有償　・ 無償）　※利用できない

⊙ 子メーターを取付ける

⑦．総合仮設計画書

※要する　・要しない

⑧．危険防止

仮囲い等　・ 設けない　※設ける

設置方法　※ 成形鋼板（Ｈ＝　）・ 亜鉛引鉄板（Ｈ＝　　ｍ）・ シート張り
・ロープ張り　⊙ グリーンフェンス、カラーコーン等

ゲート　・ シート（Ｗ＝　ｍ）・ パネル（Ｗ＝　　ｍ）
・ ハンガー（Ｗ＝　　ｍ）

垂直防護施設　⊙ 養生シート（⊙防炎Ⅰ類　・防炎Ⅱ類）・防音シート（防炎Ⅰ類同等）
・ 枠付き金網　・アルミ防音パネル　・（　　　）

水平防護施設　・ 防護柵（朝顔）　・ ダブルネット

防護施設等取付足場
・ 単管一本足場　・ 枠組本足場（Ｗ＝　　ｍ）　・（　　　）

設置範囲　※図示による　・ 監督員の指示による

設置期間　※工事期間中　・ 監督員の指示による

9．構台

養生構台　・ 設置する（図示による）　・ 設置しない

乗入れ構台　・ 設置する（幅員　　ｍ、長さ　　ｍ）　・ 設置しない

⑩ 工事表示板等

監督員の指示による

⑪ 工事車両の出入口

工事用車両の出入口では、一般通行人及び一般車両の安全確保に努めること。

交通誘導員　⊙ 配置する（大型車両搬入時）　・ 配置しない

③ 防水改修工事

①．改修方法の種類及び工程

防水改修方法の種類及び工程については「改修標仕」表３．１．１による。　(表3.1.1)

シーリング改修工法の種類及び工程については「改修標仕」表３．１．２による。　(表3.1.2)

2．アスファルト防水

(3.3.2,3)（表3.1.1)（表3.3.3～10)

防水改修工法種別		新規防水層の種別	施工箇所
保護防水	・ P1B工法	・B-1　※　B-2	
	・ P1BI工法　・ T1BI工法	・BI-1　※　BI-2	
	・ P2AI工法	・AI-1　※　AI-2	
	・ P2A工法	・A-1　※　A-2	
露出防水	・ M4C工法	・C-1　※　C-2	
	・ M3D工法　・ POD工法	・D-1　※　D-2	
	・ PODI工法　・M3DI工法	・DI-1　※　DI-2	
	・ M4DI工法		
屋内防水	・ P1E工法　・P2E工法	・E-1　※　E-2	
		(保護層は図示による)	

アスファルトの種類　※3種　(3.2.2)(3.3.2)

M3D、POD、PODI、M3DI、及びM4DI工法の脱気装置　※設ける　・設けない　(3.3.3)

断熱工法の断熱材　(3.3.2)

※押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種ｂＡ（スキン層付き）　厚さ(㎜)　※25

・A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板３種ｂ（スキンあり）　厚さ（㎜）・

立上り部の保護材　(3.3.2)

・乾式保護材　※押出成型セメント版(厚さ15㎜)

・れんが　※JIS　R　1250によるもの
・市販品のれんが又は市販品のれんが形コンクリートブロック（見え隠れ部分）

・コンクリート

3．改質アスファルトシート防水

(表3.4.2,3)（表3.1.1)（表3.4.1～3)

防水改修工法の種別	新規防水層の種別	厚さ(㎜)	施工箇所
・ M4AS工法	・ AS-1 ・ AS-2 ・ AS-3		
・ M3AS工法 ・ POAS工法	・ AS-4 ・ AS-5 ・ AS-6		
・ M3ASI工法 ・ M4ASI工法 ・ POASI工法	・ ASI-1 ・ ASI-2		

M3ASI、M4ASI及びPOASI工法の防湿層　・設ける　・設けない　(表3.4.3)

M3AS、POAS、M3ASI、M4ASI及びPOASIの脱気装置　※設けない　・設ける　(3.4.3)

④．合成高分子系ルーフィングシート防水

(3.5.2,3)（表3.1.1)（表3.5.1)

防水改修工法の種別	新規防水層の種別	施工箇所	仕上げ塗料塗り	使用分類
・ POS工法 ・ S4S工法	・S-F1　・S-F2 ・S-M1　・S-M2 ・S-M3	屋上 庇	・シルバー ・ カラー ・ 製造メーカー仕様	※非歩行
・ POSI工法 ・ S4SI工法	・SI-F1　・SI-F2 ・SI-M1　・SI-M2 ・SI-M3			
・ S3S工法	・S-F1　・S-F2			
・ S3SI工法	・SI-F1　・SI-F2			
・ M4S工法	・S-M1　・S-M2 ・S-M3			
・ M4SI工法	・SI-M1　・SI-M2 ・SI-M3			

仕上げ塗料の使用量

脱気装置　・設ける　・設けない　(3.5.3)

目地処理 ※PCコンクリートの場合　・ALCパネル下地で種別S-C1の場合　(3.5.4)

⑤．塗膜防水

(3.6.3)(表3.6.1)

施工箇所	改修工法種別	新規防水層種別	仕上げ塗料塗り
	・　POX	※　X-1	※ カラー　・ シルバー
屋上・庇	・　L4X	※　X-2	※ カラー　・ シルバー

脱気装置　※図面図示による　・ 種類（　　　）・ 設置数量（　　　）

⑥．シーリング

シーリング改修工法の種類　(3.1.4)（表3.1.2)

・シーリング充填工法　・シーリング再充填工法

・拡幅シーリング再充填工法　・ブリッジ工法

シーリング材の種類

「改修標仕」表3.7.1による。　(表3.7.1)

接着性試験　※ 簡易接着性試験　(3.7.8)
・ 引張接着性試験（部位　　　）

備考

承認覧

工事名称　就業改善センター大規模改修工事

図面名称　建築改修工事特記仕様書（１）

株式会社ナカヤマ・トシ設計
〒830-0038　福岡県久留米市西町1478-5
１級建築士事務所　福岡県知事登録 第1-50123号
１級建築士登録第161906号　中山 俊治
TEL 0942-31-6677　FAX 0942-33-6988

尺度

日付　R5.12

図面番号　特-01